

印旛沼湖畔集落における複合的生業形態の変容

— 千葉県成田市北須賀地区を事例として —

吉田国光・市川康夫・武田周一郎
花木宏直・栗林 賢・田林 明

キーワード：干拓地，複合的生業，水稲単作，兼業化，成田市

I はしがき

I-1 研究課題

日本の伝統的な農業は、水稲作を中心に多様な生業形態が組み合わせられる複合的経営であったものが、社会・経済的情勢の変化とともに兼業が取り入れられ、農業は単作経営の方向に移行した。本研究の課題は、稲作や養蚕、印旛沼での漁業などが複合的に組み合わせられてきた千葉県成田市北須賀地区を事例とし、生業形態がどのように変化し、いかにして現在のような水稲作の卓越する農業が展開するようになったのかを明らかにすることである。

印旛沼湖畔のように、稲作を中心とした農業と内水面漁業を組み合わせた伝統的生業形態の変容や、そのなかでの稲作の役割について論じた研究は、地理学や農業経済学、農村社会学、民俗学において、一定の蓄積がなされている（北条，1968；斎藤，1969；安室，1987；菅，1990；深野，1997；佐野，2003；2006）。これらの研究から、湖沼に面した多くの集落では、農業と漁業が組み合わせられ、多くの世帯では農業からの収入が経済的に優位であったと指摘されている（菅，1990）。農業の経済的優位性から、湖沼は「農地への転換可能地」とみなされるようになり（佐野，2003），その結果、湖沼全体もしくはその一部が干拓の対

象となった。

東日本では近世から小規模な湖沼干拓が各地で行われていたが（菊地，1977），第2次世界大戦後の「緊急食料増産事業」の一環として，1946年より多くの事業が実施された（斎藤，1969）。このなかで八郎潟や琵琶湖，研究対象地域である印旛沼などが国営干拓地となり，延べ141か所で大規模な干拓が実施された。これらの干拓事業では，入植農家による大規模稲作経営が企図されたが，その後の減反政策などにより営農形態の転換に迫られ，畑作物などの導入が図られた。一方で干拓により造成された農地では，排水条件が悪いため，転作作物を一様に導入できず，水稲作を継続することにより，多くの自由米¹⁾が流通するといった問題も生じた（山下，1987）。このことから転作は進まず，農業生産の中心は水稲作に置かれることが多く，印旛沼や青森県十三湖の干拓地での営農形態は，依然として水稲単作経営となっている（鈴木・新井，1980；山野，2006）。

このような水稲単作経営が卓越する地域を対象とした研究については，東北地方や北陸地方などを対象としたものが多く，近年，借地による大規模経営や集落営農による農業経営の増加が報告されている（斎藤，2007；田林，2007；大竹，2008など）。

一方で，東北地方や北陸地方以外で，比較的早

い時期から大規模経営が成立した事例も挙げられ、とくにこれらは都市近郊に多くみられる。鈴木（1981）は1970年代末に埼玉県行田市を事例に検討し、大規模経営の成立は、農地のもつ生産力と兼業化の程度に規定されると指摘している。そのなかで、裏作が不可能な生産力の低い地域ほど兼業化が進展し、作業受委託や経営受委託が積極的に行われ、大規模化が達成されるとしている。また、高橋（1980）は大阪府藤井寺市と泉大津市を事例とし、作業受委託の進展には、他産業との労賃差の小ささや、労働力の確保を必要としている。このことから、都市近郊の水稲作については、都市化の進展による兼業機会の増大が、世帯収入を安定化させ、労働人口の転出を防ぎ、水稲作の存立を支える一つの条件となっていることがわかる。

一方で、都市化の進展による農外就業機会の増大は、経営規模の零細な兼業農家や土地持ち非農家を生み出しやすい。零細な兼業農家や土地持ち非農家の存在は農地流動を妨げ、農地の集積を阻害し、遊休農地の発生を誘発している。このなかで神門（2006）は、都市化の進展や道路建設などによる農地転用への期待は、農家が農地の貸付を躊躇する原因の一つとなると指摘している。また、元木（2006）も耕作放棄や農地転用による田面積の減少は、瀬戸内海沿岸や近畿地方から千葉県にいたる東海道沿いの兼業機会の多い地域に顕著であると指摘している。

このように農地の生産力や兼業機会に加え、都市化の進展状況は農地の流動化に影響し、水稲単作経営の存立を左右するといえる。さらに近年、米価の低迷や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化といった問題の発生により、都市近郊における水稲作経営はより逼迫した状況にあると考えられる。

研究対象地域に選定した千葉県成田市北須賀地区は印旛沼に面し、そこでは国営干拓事業によって増反が実現し、他方では漁場の環境改変によって漁業は大きく後退したため、生業形態が大きく変化した。さらに世帯収入の多くを占めていたと

考えられる農業についても、農業構造改善事業の実施による農業の機械化や省力化、成田空港建設にともなって兼業機会が増大し、周辺の都市化の影響を受け大きく変化した。これらのことから、日本農業の全般的な問題である水稲単作経営への偏重傾向や、兼業農家の卓越、脱農化の進行といったものを考えていくうえで、本地域は妥当な事例であるといえる。

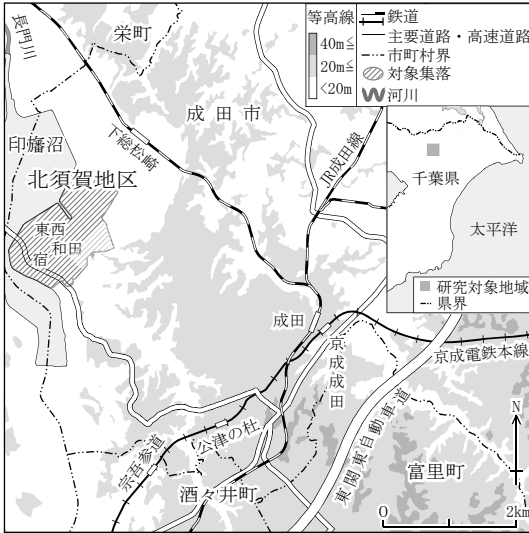
研究の手順としては、まず農業センサスを用いて、関東地方における千葉県成田市の水稲作を位置づけ、さらに成田市における北須賀地区の水稲作を性格づける。次に、北須賀地区の土地利用や農業経営形態、村落社会の現況を提示する。これをもとにして、具体的事例を挙げて、個別農家の経営形態について検討する。そして、社会・経済的情勢が変化するなかで、いかにして現在のような水稲作が卓越する農業生産空間が形成され、存立してきたのかを考察する。

1-2 研究対象地域の概要

1) 自然環境

北須賀地区は東印旛沼の東岸に張り出し、北部と西部、南部が沼に面しており、東部には船形地区が位置し、そのさらに東部の標高約30mの丘陵地に成田ニュータウンが立地している（第1図）。北須賀地区の中心部には標高約30mで約4.5haの洪積台地が存在し、台地の裾野に集落が立地している。さらにその集落周囲の印旛沼に面したところには干拓地、それ以外のところには標高3～5mの沖積低地が広がる。

印旛沼は1590（天正18）年の「利根川東遷事業」により、「香取海」から霞ヶ浦や北浦、手賀沼と同様に湖沼化された（印旛沼環境基金編、2006）。1858（安政5）年の絵図には、北須賀地区は印旛沼に浮かぶ島であった様子が描かれている（中路、1858）。北須賀地区が船形地区と地続きであることを確認できるのは、明治期作成の迅速測図以降である。このことから19世紀後半の新田開発により隣接する船形地区と地続きとなったと考えられる。また、地下水位が高いこともあり、台地



第1図 研究対象地域

を除く低地には砂質壤土の排水の悪い水田が広がる(栗原, 1980)。

次に、成田市の気象条件を示すと、年間降水量は1,538mm、年平均気温は14.7℃、最寒月の年平均気温が1月で3.8℃、最暖月の年平均気温が8月で25.7℃である²⁾。年間を通じて比較的温暖であり、安定した降水量がある。もっとも、農業用水は印旛沼を水源としており、降水量の多寡に影響されない。むしろ用水よりも、田の排水条件が農業経営を左右する重要な要素となっている。

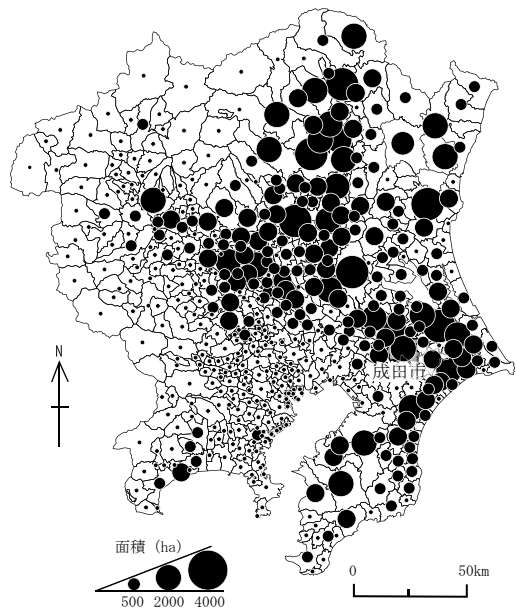
2) 人文環境

成田市は1954年に成田町と公津村、八生村、中郷村、久住村、豊住村、遠山村が合併して誕生した。当時、北須賀地区は旧公津村に属していた。2006年に成田市は下総町、大栄町を編入して現在の市域となった。

2008年3月末日現在の成田市の人口は123,742で、そのうち旧公津村域には約20%の24,605人が居住している。旧公津村域内では、京成本線「公津の杜駅」周辺の地区で宅地開発が行われており、駅周辺に人口が集中している。旧公津村域内にある宗吾霊堂は宗吾街道の起点で、現在は国道464号となり、過去から現在にかけて交通量が多く、

国道沿いには飲食店やコンビニエンスストアが立地している。一方で、北須賀地区は台地の北部に東西集落、東部に和田集落、南部に宿集落(以下、東西、和田、宿と表記)がそれぞれ位置し、2008年3月現在、209世帯で658人が居住している。このうち販売農家は約25%であるが、非農家も脱農した世帯であり、従来からの村落社会が維持され、水田の広がる「農村」となっている。また、先の宗吾街道は北須賀地区の南部を通過し、印旛沼を横断する地点には、近世から1968年の甚兵衛大橋の架橋までは渡船場があった。さらには利根川水系の河岸として宿場町の機能も備えていた(川名, 1982; 2003, 仙頭・田邊, 2004)。

全国的にみて関東地方は水稲作の盛んな地域である。とくに北関東から千葉県北部の平野部の鬼怒川と利根川流域において盛んである(第2図)。さらに成田市は、その他の産地よりも、東京都への近接性の高い地域といえる。作付面積をみると、関東地方の1市町村当たりの平均水稲作付面積が472haであるのに比して、成田市の水稲作付面積は1,732haに上り、関東地方のなかでも、水稲作



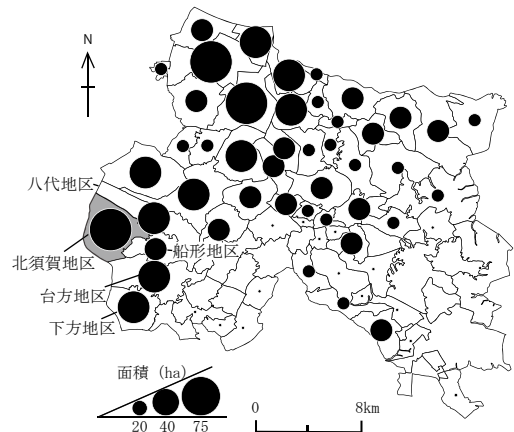
第2図 関東地方の市町村別水稲作付面積(2005年)

(農林業センサスにより作成)

の規模の大きな自治体である。2005年農林業センサスによると、成田市の水稲作付農家数は市全体で1,008、このうち旧公津村で189になる。かつて利根川の氾濫原であった成田市北部や印旛沼周辺に、水稲作付面積が集中している（第3図）。このうち対象地域を含む旧公津村で394ha、北須賀地区で128haと全体の約7%を占め、成田市においても、北須賀地区は水稲作で重要な地位を占めている。さらに、1戸当たりの平均作付面積については、成田市で1.68ha、旧公津村で2.08haであるが、北須賀地区の値は2.83haとなり、成田市内でも経営規模の大きな農家が多い地区である（第4図）。

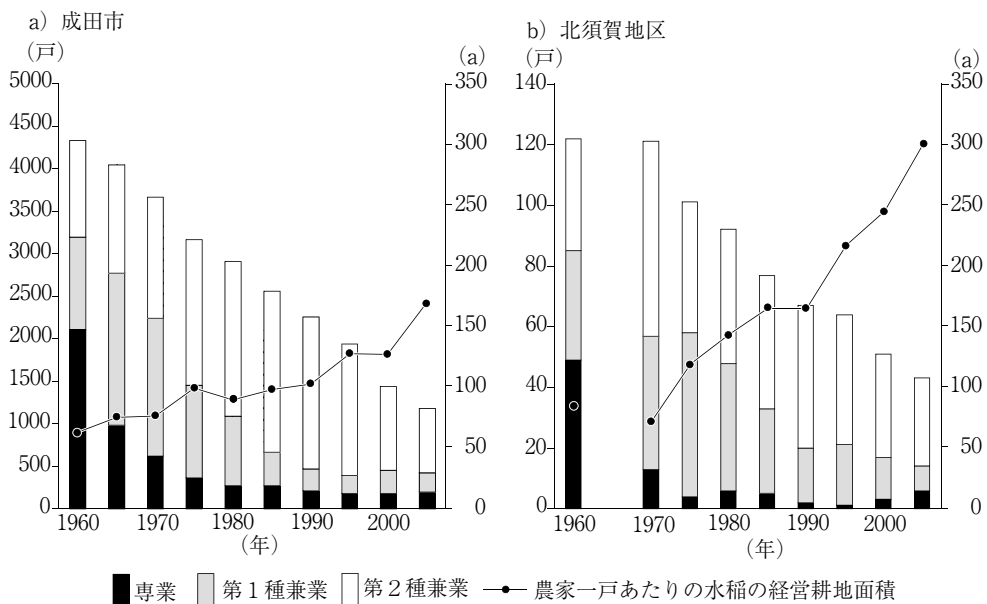
専業別農家数については、成田市で専業農家が197戸、第1種兼業農家が221戸、第2種兼業農家が770戸で、旧公津村で専業農家が31戸、第1種兼業農家が41戸、第2種兼業農家が140戸である。北須賀地区で、専業農家が6戸、第1種兼業農家が10戸、第2種兼業農家が29戸である。いずれの地域単位においても、総農家数に占める専業・第1種兼業農家の割合は約35%で、他地域と

比較すると相対的に高い。また、1970年以降、成田市でも北須賀地区でも、農家数が減少傾向にあり、とくに第1種兼業農家の減少が顕著であった。専業農家数については、1960年から1980年まで減少したが、1980年以降は漸減状況にあった。さらに北須賀地区においては、1970年には1戸当たり



第3図 成田市の地区別水稲作付面積 (2005年)

(農林業センサスにより作成)



第4図 成田市および北須賀地区における専業別農家数と一戸あたりの水稲平均経営耕地面積

注1) 1965年の専業別農家数と農家一戸あたりの水稲の栽培面積はデータなし

注2) 2000年以降は販売農家のみ

(農林業センサスにより作成)

の平均作付面積が71.8aであったが、2005年には301aに増加しており、これは農地が離農する兼業農家から、専業的農家へ集積されていることを反映している。

II 生業形態の歴史の変遷

II-1 土地改良と生業変化

1) 複合的生業の展開

北須賀地区において、第2次世界大戦前までは、ほとんどの世帯で水稲作と養蚕、自給用畑作を組み合わせており、そのうちいくつかの世帯では、農閑期である冬季に印旛沼での漁業も行っていった。千葉県統計書によると、明治期の北須賀地区の各世帯は、和田に立地していた土井製糸場に繭を出荷していた。この土井製糸場は1899（明治32）年6月に創業し、1907（明治40）年には40～50人の女工が働いていた（第1表）。また、生産額は1907（明治40）年から1911（明治44）年までに、約2万円から3万円余り³⁾になるなど、年々増加していた。

この製糸場は1930年代後半に閉鎖されたが、養蚕はその後も続けられ、1950年代前半まで養蚕は農家収入の重要な部分を占めていた。台地上はほとんど桑畑であり、そのほかに自給用の作物とし

て大麦や小麦、落花生、サツマイモなどが栽培されていた。また少量であるがナシやウメを栽培し、出荷していた世帯もあった。酪農や養豚を行う世帯もあったが、いずれも1950年代半ばまでには中止している。

北須賀地区は宗吾霊堂に向かう街道沿いに位置し、甚兵衛大橋完成以前は宿には渡船場があった。そのため、宿は宿場町としての機能を有しており、屋号が「カサヤ」や「ダンゴヤ」という世帯はかつて旅館を営んでいた。渡船の船着き場は現在の甚兵衛公園に立地しており、1968年の甚兵衛大橋完成まで、北須賀地区の区営により運営されていた。1946年度には渡船利用者は大人・小人あわせて年間約6500人であった（第2表）。荷車や貨物の料金も設定されているが、収入からは主に人の移動手段としての利用が中心であったことがわかる。

第1表 成田市北須賀地区における土井製糸工場
の生糸生産（1907～1911年）

年	1907 (明治40)	1908 (明治41)	1909 (明治42)	1910 (明治43)	1911 (明治44)
釜数	40	40	50	50	50
工女数(人)	41	41	46	50	52
工夫数(人)	2	4	4	4	4
原料繭(石)	360	400	450	600	630
生産量(貫)	406	595	538	769	722
生産額(円)	20,707	22,990	23,948	31,435	32,616
営業日数	200	329	270	270	270

（『千葉県統計書』により作成）

第2表 1946年度の甚兵衛渡船料金と収支決算

（単位：円）

種別	料金	収入の部			支出の部		
			数量	単価	金額	費目	金額
大人	1	4/1～8/31	1836	0.5	918	船夫給料	4015
小人(7～12才)	0.6	大人 9/1～11/30	1350	0.7	945	渡船購入金	600
牛馬	3	12/1～3/31	1800	1	1800	船繋場修理費	180
羊豚	0.8	小人 4/1～8/31	450	0.25	112.5	附属器具購入費	55
人力車	0.5	9/1～11/30	360	0.35	126	船頭小屋敷地料	6
荷車	1	12/1～3/31	720	0.6	432	雑費	49
バイク	4.5	4/1～8/31	765	0.1	76.5		
リヤカー	3	自転車 9/1～11/30	540	0.2	108		
貨物	0.6	12/1～3/31	720	0.5	360		
		荷車	12	1	12		
		貨物	25	0.6	15		
		合計			4905	合計	4905

（成田市立図書館所蔵資料により作成）

また、明治期の印旛沼では北須賀地区を含む印旛郡全体で約1,000隻の漁船があり、ウナギを対象とした築漁のほか、網漁では小型地曳網や糠蝦網、手繰網などが行われていた（第3表）。魚種別の漁獲高をみるとウナギが最も多く、コイやナマズ、ドジョウ、フナなどの淡水魚、エビ類とあわせて、ハゼやボラ等の汽水魚も獲られている。

1969年の干拓以前、印旛沼における漁業は自給的性格が強く、魚類やエビ、貝類を対象とする漁業のほか、水鳥猟や肥料として利用するための採藻も行われていた。田を所有する世帯が少ない宿においては、世帯収入に占める漁業の割合が高かった。この他に1964年には、北須賀地区で最初の養鰻場が操業を開始し、1970年代はウナギの価格が高く、北須賀地区で最大6つの養鰻場が営業していた。

印旛沼の漁業は1960年代後半には、組合員が870人に上り、最盛期となったが、その後、1971年に銚子の利根川河口堰、1972年に印旛沼と利根川を結ぶ長門川に酒直水門が完成すると、閉鎖水域となった印旛沼では水質が悪化した。その結果、ウナギを中心とする回遊魚の遡上が減少し、砂地であった湖底に泥が堆積したため、シジミなどの二枚貝の生息には適さない環境となった。

2008年現在、印旛沼漁協全体の組合員数は343人である。北須賀地区の組合員は24人（正組合員

第3表 印旛沼における漁船数と魚網数と漁獲高の推移（1907～1911年）

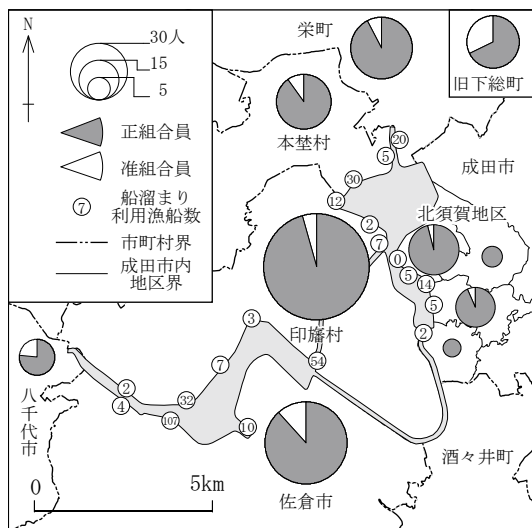
年	1907	1908	1909	1910	1911
漁船数(隻)	724	1287	1029	993	1014
築漁(張)	171	139	-	-	-
築漁(貫)	12825	12927	-	-	-
小型地曳網(張)	239	222	29	29	30
小型地曳網(貫)	5497	5328	-	-	-
糠蝦網(張)	334	322	137	137	137
糠蝦網(貫)	11690	11270	-	-	-
雑網(張)	146	122	101	101	104
雑網(貫)	2176	1962	-	-	-
手繰網(張)	-	-	4	4	7

（『千葉県統計書』により作成）

23人、准組合員1人）で、そのうち約半数が現在も11月から3月の農閑期に自給的に漁業を行っている。調査対象地域には船溜まりが2か所あるが、一つは停泊船数5隻、他方は常時の利用がなされていない。なお漁協全体では19か所の船溜まりがあり、停泊船数は321隻である（第5図）。2009年現在行われている主な漁法は、定置網（張網）や刺網、地獄網、網引き（曳寄網）、ボサ網である。このうち、ボサ網は対象魚種が雑魚に限られるようになってから始められた漁法である。ボサ網は四方を網で囲い、中央に釜として柴漬を設置し、その中に魚を誘導して獲る漁法である。このボサ網は、1990年代半ばより行われており、多い人は100基ほど設置している。漁業から得られる収入は、ほとんどボサ網による雑魚からであり、船形地区と下方地区の水産業者が水揚げ時に直接買い付けに来る。この他に、少量ながらウナギが「流し針」と呼ばれる延縄で獲られている。

2) 土地改良事業の実施

北須賀地区における土地改良事業は、1942（昭和17）年と1969年の印旛沼干拓時に2度行なわれた。明治期の旧版地形図や大正期の地籍図から、



第5図 印旛沼における船溜まりの分布と地区別漁協組合員数（2008年）

（印旛沼漁協提供資料により作成）

a. 1882年



b. 1904年



c. 1947年



d. 1965年



e. 1972年



0 500m

第6図 印旛沼における湖岸線の変化（1882年～1972年）

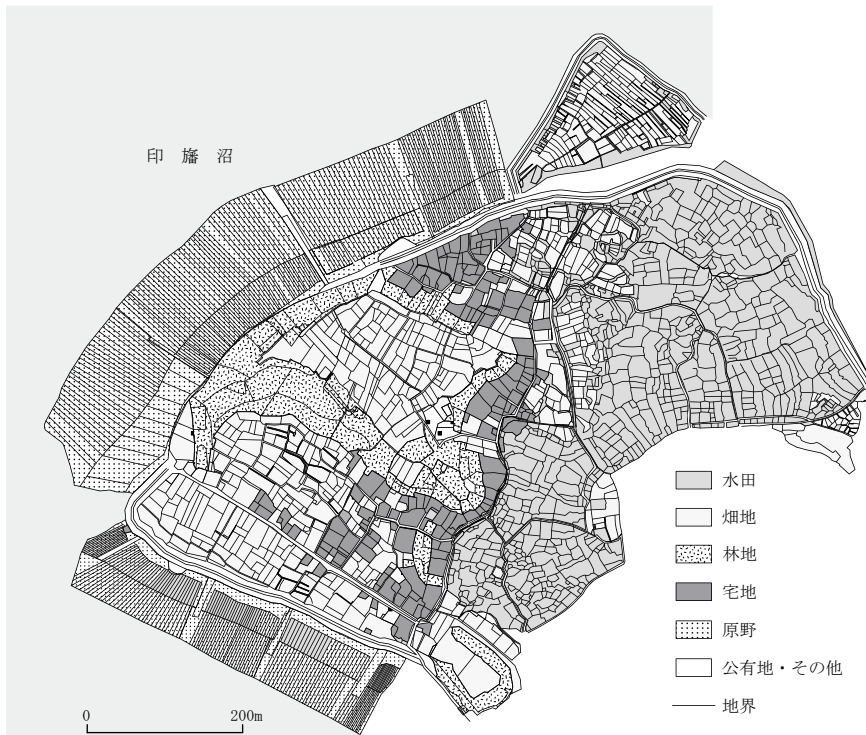
(a. 大日本帝国陸地測量部発行1：20,000迅速測図「千葉県下総国埴生郡大竹村及印旛郡八代村近傍村落」(1882年) および b. 同部発行1：20,000地形図「宗吾」(1904年), c. 米軍撮影空中写真(1947年撮影), d. 国土地理院空中写真(1965年撮影), e. 同(1972年撮影)により作成)

土地改良事業以前の地割や干拓以前の湖岸線を読み取ることができる(第6図)。現在干拓地となつて田が広がっている湖岸部をみると、いずれも湖岸線は不整形であり、1882(明治15)年には荒地、1904(明治37)年には草地となっていた。田は地区東部の沖積低地にのみ分布していた。畑は台地のほか、集落に近接した沖積低地にも分布していて、主に桑畑であった。また1917(大正6)年には、台地の北部から西部、南部の縁辺を通る道路から沼の方向に幅150mほどは原野となっていた(第7図)。原野については、所有権が細かく定められており、印旛沼の水位が低下した時には、農地として利用されていたと考えられる。田は東西と和田より東部の沖積低地に分布しているのみで、田の地割は不整形で小区画であり、畦畔は屈曲していて細いものであった。また第7図から、1917(大正6)年の田の面積は現在の約半分であり、各世帯の農業収入における水稲作の割合が低

かったと考えられる。そのために、養蚕や漁業から得られる収入も、世帯を維持していくうえで重要な役割を担っていたと考えられる。

1936(昭和11)年には、戦時期の食料増産政策と1933(昭和8)年と1934(昭和9)年の干害を契機として、印東耕地整理組合が設立された。北須賀地区を含む旧公津村と旧八生村松崎地区を対象地域として、用水源の確保を中心とした水利事業と道路新設事業が進められた。1942(昭和17)年からは区画整理事業が実施され、不整形な耕地が20aの長方形区画に整備された(成田市史編さん委員会、1986)。1947年の空中写真から、地区東部の田で耕地整理が行われ、畦畔が直線化されたことがわかる(第6図)。さらに湖岸部では部分的に耕地化が進み、東西の西部や宿の南部に田が分布していた。

1946年に、第2次世界大戦後の食料増産促進のための緊急開拓事業の一つとして国営印旛沼干拓



第7図 1917(大正6)年における北須賀地区の地割と土地利用
(1917(大正6)年6月「字壹筆限地圖」により作成)

事業が着工され、1979年に完了した。このうち対象地域を含む旧公津村の干拓事業は1969年3月に完成した。この事業により印旛沼湖岸部に田が造成され、湖岸線は現在の形状となった。1965年以降に完成した干拓地には、養魚場が立地している（第6図）。この干拓事業による農家への耕地の配分は北須賀地区内で調整され、申請した農家には1戸当たり30～60aが割当てられた。配分面積の大小は、後継者の有無などの条件によって決められた。その他に、漁業権を有する世帯は下方地区の干拓地で、増反の優先権が与えられた。さらに対象地域の干拓地や農地では1967年から県営圃場整備事業による土地改良事業が着工され、1974年に完了した。この土地改良事業の受益面積は410haであり、北須賀地区やその隣接地区の水田区画は1枚あたり30～45aに整備された。

こうした事業を経て整備された農地や、機場などの施設の管理を行っているのが印旛沼土地改良区である。印旛沼土地改良区の受益面積は約4,950haで、これが12の揚水系統に分けられている。それぞれの揚水系統の範囲が支区となっている。機場は千葉県の管轄であるが、支区ごとに運営委員会が開かれ、実質的な運営は支区の農家によってなされている。北須賀地区は、旧公津村を範囲とする公津支区に組み込まれており、用排水を行う甚兵衛機場が北須賀地区北西部に設置されていた。甚兵衛機場では3月末に通水試験が行われ、4月10日前後に揚水を開始し、8月20日ごろには揚水を終える。機場の稼働期間中は、運転士2名が県に雇用され、機場の管理にあたる。

北須賀地区では干拓以前より農地であったところを高揚堤、干拓事業によって整備された農地を低揚堤と称している。高揚堤へは高揚堤用の用水路により、低揚堤へは低揚堤用の用水路によって農業用水が供給される（第8図）。水利権に関する世帯間の優劣はなく、渇水などの緊急時には取水制限がなされるが、基本的には支区ごとの自主管理となっている。印旛沼土地改良区の管轄下にある機場は、次節で詳述する第2次構造改善事業によって設置されたものが多く、老朽化が進んで

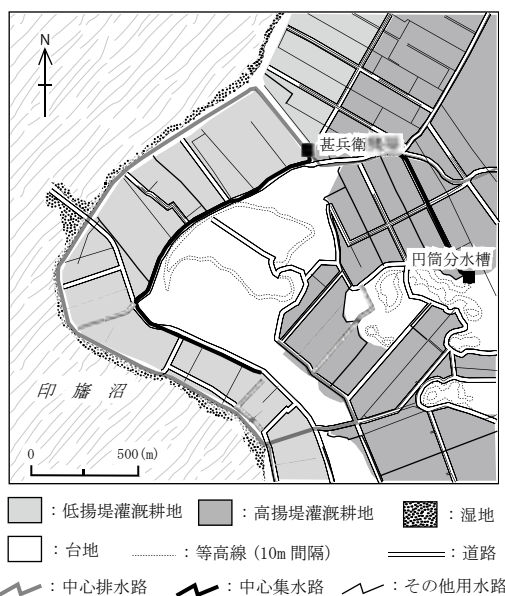
いる。今後は、これらの機場の更新が課題となっている。

Ⅱ-2 構造改善事業と大規模化の進展

1) 機械化の進展と機械利用組合

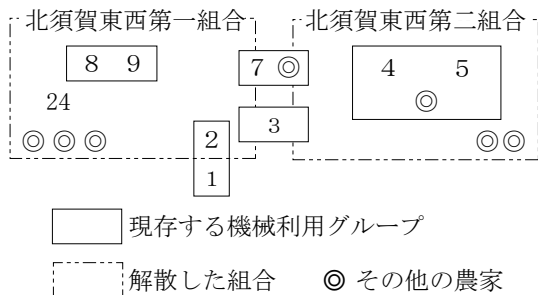
1970年に対象地域を含む公津支区は、第2次構造改善事業のモデル地区に選定された。この事業では、主たる農業従事者が16歳以上60歳未満の男子で、年間自家農業従事日数が160日以上の方がいる農家に対して機械購入費の半額補助が行われた。この事業により、北須賀地区では複数の機械共同利用組合が結成された。このうち東西集落では、担い手の世代に基づいて2つのグループが作られた。北須賀東西第一組合は農家24を中心とする、年齢層の高い農業者から成る組織で、一方の第二組合は若手によって結成された組織で、2つの組合の平均年齢の差はおよそ5～6歳であった（第9図、第10図）。

北須賀東西第一組合は当初8戸の農家で農業機械の利用組合を組織したが、現在は農家8と農家



第8図 北須賀地区における排水路と高・低揚堤の分布

（都市計画図および印旛沼土地改良区提供資料により作成）



第9図 成田市北須賀地区東西における機械の共同利用グループ

注) 図中の数字は第10図の農家番号と対応
(聞き取りにより作成)

9の2戸のみで機械の共同利用を行っている。第二組合では、トラクターやコンバイン、田植機を共有して共同利用を行い、乾燥機については、各組合員が個人所有していた。そして1974年にトラクターが故障し、トラクターの新規購入には助成が受けられなかったことから、そのまま解散に至った。また、組合員の多さから組織経営が円滑に進まず、共同作業にともなう利用調整の煩雑さも解散の動機となった。

第二組合の解散後、農家5は保有機械の一部を買い取り、農家4と現在は非農家である東西の1戸とともに共同経営を開始した。第二組合の解散以前、この3戸でコンバインを共同利用していた。このことが機械利用組合を組織する契機となった。あわせて、農家4と農家5は年齢が近く、農家4と東西のもう1戸は祖母同士が同級生であり、農家5と東西のもう1戸とは祖母同士が従兄弟関係にある。

農家4と農家5らによる機械利用組合の発足当初、経営耕地は1人当たり5haで、さらに借地の共同経営耕地が約6haあった。個人の経営耕地はほぼ均等に配分し、面積の差を30aまでとした。また宅地から離れた農地は、共同の経営耕地とした。収穫などの作業は借地を優先し、自作地での作業は後から行った。2001年度までは3人で経営しており、2001年度の1人当たりの経営耕地面積は4.6haであった。2002年度からは耕作者が2

人になったことによって、1人当たりの経営耕地面積は7haに再配分され、共同耕地は9haに拡大して合計約30haとなった。

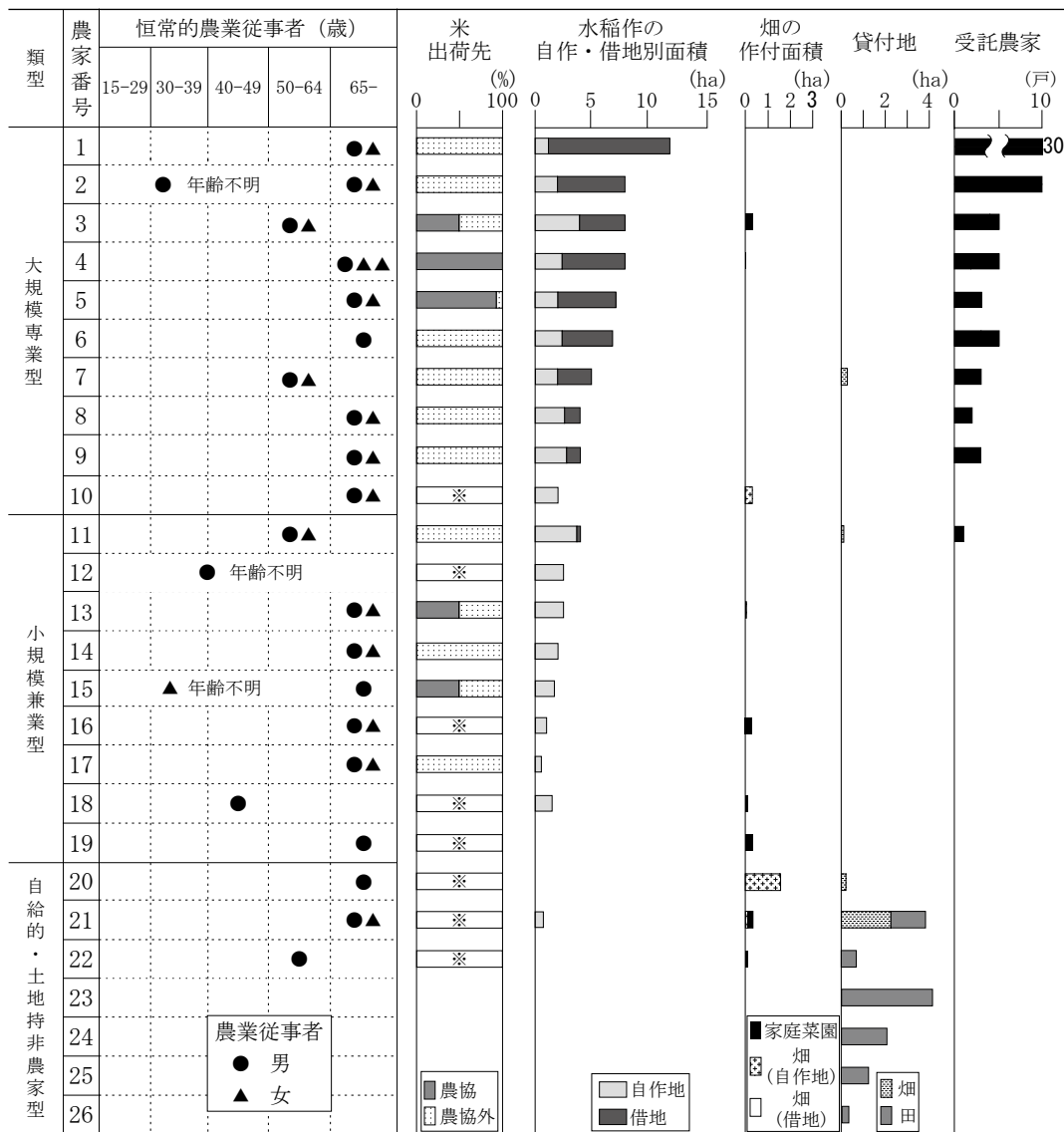
機械の利用に際しては、使用料が決められており、トラクターが2,000円/10aで、田植機が2,500円/10a、コンバインが6,500円/10aとしている。農家4が認定農家となっているため、農業機械の購入の際には25%の補助金が交付された。

前述の機械利用組合のほか、北須賀地区において現存している機械の共同利用組合は、いずれも2～3戸の組合員から構成されている。農家1と2は第2次構造改善事業に先立つ1968年から2006年まで機械の共同利用を行っていたが、2007年より個人所有に移行した。このように当初、北須賀地区では、8～9戸から構成される2つの機械共同利用組合が組織され、それを契機として機械化が進展していった。しかし、これらの組合は結成後間もなく解散し、その後、共同利用は機械の利用調整の融通が利く2～3戸の農家間で行われている。

2) 大規模化の進展

1970年代に入ると、北須賀地区では借地による農業経営の大規模化が進展した。北須賀地区で先駆的にこのような経営形態を行っていたのは、1969年に大型機械の利用を開始した農家1であった。農家1は1969年に大型機械を導入すると、1965年から始まった減反政策により休耕していた第2種兼業農家が、農家1に作業委託をするようになった。当時、農家1の他にも受手となる可能性のある農家はあったが、それらの農家は借地に対して抵抗感をもっていたことから、請負耕作がすぐには広まらなかった。

1970年代中ごろには、第2次構造改善事業にともなって組織された機械共同利用組合が再編成され、周辺の農家の間でも大型機械の利用が進展していった。また1970年代には、兼業農家のうち経営耕地面積が小さい農家の離農が進み、こうした農家が周辺の借地経営農家に農地を貸すようになった。これにともない、離農世帯の農地を請負



第10図 成田市北須賀地区における農家の経営形態

注1) 農家9は借地をしているが面積は不明。農家23~26は非農家のため農業従事者がいない

注2) ※は自給用のみ、もしくは不明

(聞き取りにより作成)

う専業的農家は増え始め、北須賀地区において借地経営が一般化した。1970年代末には、北須賀地区における農業経営が現在の形態に近いものとなった。そして1999年11月には、成田市と成田市農業協同組合の共同出資により「成田市農業センター（以下、農業センターとする）」が設立された。

この組織の主たる機能は、農地の売買や貸借、作業受委託など農地移動の仲介であり、2000年以降には、北須賀地区の借地農家のなかにも、農業センターを介した農地の集積を行うようになった者もいる。

Ⅲ 成田市北須賀地区における農業の特徴

Ⅲ-1 農業経営の特徴

1) 土地利用の特徴

2008年9月下旬から10月上旬にかけて、北須賀地区の土地利用調査を実施した（添付図土地利用図参照）。宅地は北須賀地区の中心部に位置する台地を取り囲むように立地している。北須賀地区では農家と非農家が混在しており、非農家はほとんど離農世帯で、外部からの転入は少ない。農家・非農家に関わらず、2世代が同居もしくは近居していることが多い。外観から農家・非農家は判断できないものの、納屋などの用途からその違いを識別することができる。農家の宅地内には母屋や納屋、農作業場が中庭を中心に配置されている。非農家の宅地内にも、離農する以前に使用していた納屋は存在するものの、現在は車庫として利用されている場合が多い。

農業的土地利用をみると、水稻作が卓越しており、集落の周囲には田が広がっている。ほとんどの田の区画は30aの長方形に整備され、農道の多くがアスファルト舗装されており、機械化に対応している。一方で畦畔は土造りであり、作業の合間に補修が繰り返されている。この他にも、東西と和田の平地部では屋敷地周辺を中心に畑が分布し、さらに養魚池や養魚池跡地が点在している。宿では西部に農地が多く、東部に宅地が多い。ハウスについては、宅地に隣接しているものは水稻の育苗用であり、その他のハウスでは、花き栽培が行われている。

台地上はほとんど畑として利用されており、主にサツマイモが栽培されている。畑の区画は直線的に整備され、農道もアスファルト舗装されている。また、市民農園として利用されている畑や、耕作放棄地もある。台地の斜面は雑木林に覆われており、土地の所有権は細かく分かれている。

また、2010年に完成予定の成田新高速鉄道線（以下、高速鉄道と表記）が印旛沼方面から延びてきて、北須賀地区西部から北東部を通っている。そのため一部の農地が、高速鉄道建設用地として買

収された。高速鉄道より北部の印旛沼近辺には養魚場と養鰻場が立地している。さらに、北須賀地区の南部を通る国道464号線（以下、国道と表記）沿いには印旛沼漁業協同組合が立地し、養魚場が併設されている。印旛沼湖畔には小舟が係留されており、沼には定置網もみられ、現在も漁業が行われていることが伺える。

商業的土地利用は国道沿いに集中しており、コンビニエンスストアや飲食店などが立地している。商業施設は住宅地の中にもみられるが、国道沿いの商業施設と比べて規模は小さい。公共施設として、東西と宿にそれぞれ公民館が1軒ずつ立地している。また、台地の斜面には神社や寺、祠が立地し、北須賀地区における祭祀の場所となっている。

2) 農家と主要作物

北須賀地区の総農家45戸のうち、専門的農家の多い東西と和田を中心に22戸の農家から聞き取りを行った。これら全ての農家で、農業従事者の高齢化が進んでおり、聞き取り調査を行った25戸の農家の恒常的農業従事者は60歳以上の世帯主夫婦となっている（第10図）。これらに加えて、農家1と2, 4, 7, 8, 9, 12, 13, 14, 17と多くの農家では、定植期と収穫期に世帯主の息子等が臨時的に農作業に従事する。この臨時的労働力である息子等は同居、もしくは成田市内に近居していることが多い。25戸の農家の総経営耕地面積のうち、田の割合は約92%で、水稻作の割合が高い。経営耕地面積については、専門的経営を行う農家では、借地による大規模化を図っており、1戸当たりの平均経営耕地面積が約7haとなっている。一方で、農外就業に家計収入の大半を依存する兼業農家では、1戸当たりの平均経営耕地面積が約1.7haとなっており、そのほとんどが自作地である。その他にも、所有する農地の大部分、もしくは全てを貸し付けている土地持ち非農家や自給的農家が7戸存在している。また、米の出荷先については、就農形態や経営規模に関係なく農協外出荷の割合が高く、全量を農協に出荷している農家

は1戸のみである。

北須賀地区における農家の主要作物別栽培農家数については、米が19戸、サツマイモが4戸で、この他にニンジンとパレイショを栽培する農家がそれぞれ1戸ずつである。米は主に地区内に居住する農家が平地部で栽培し、サツマイモは他地区に居住する農家が台地上の畑を借りて栽培している。北須賀地区に居住する農家の主要作物が、機械化により作業時間が大幅に減少した米であることは、少ない農業労働力による農業経営の維持を可能にしている。また、米を主要作物とする農家の一部では、屋敷地の周辺や台地上の畑で自給用の野菜を栽培している。

主要作物の栽培暦をみると、米は早稲と晩稲の2種類に分けられる(第11図)。早稲と晩稲ともに、代掻きを定植の4～5日前行い、他産業に従事する息子世代の補助が得られる4月25日から5月2日頃の連休を利用して定植する。6月には一時的に水を抜き、田を干す。これは印旛沼周辺の田は地下水位が高く、湿地に近い土壌であるため、9月の収穫期に田を乾きやすくするためである。また、農業機械も軟弱な土壌に適した後輪が三角形のキャタピラー式であるクローラトラクターを使用する農家が多い。早稲の収穫は8月20日から8月25日頃までに行われ、晩稲の収穫は9月初旬から9月18日頃までの約10日間で行われる。晩稲の方が、作付面積が広いため、早稲よりも収穫期間は長い。

サツマイモは2月からビニールハウスでポット

苗による育苗が始められ、4月から6月中旬にかけて定植される。その後、10月から11月中旬にかけて収穫され、各農家の倉庫で貯蔵される。この他の作物として、ニンジンは2月に播種が行われ、5月から6月にかけて収穫が行われる。パレイショは2月に定植され、5月から6月にかけて収穫される。

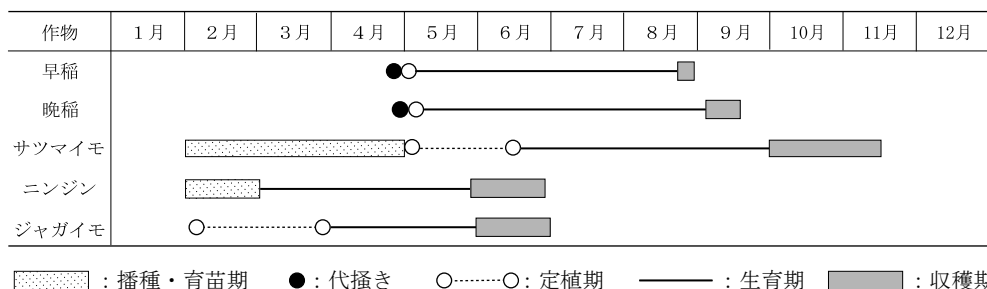
Ⅲ-2 村落社会の特徴

1) 地縁的集団

北須賀地区における地縁結合的な集団として、地区・集落・班および農家組合が存在している。北須賀地区は、東西と和田、宿の3つの集落から構成されている。さらに、東西は第1と第2、第3、第4の4班、和田は第1と第2の2班、宿は第1と第2、第3、第4、根山、田端の6班から構成されている。

地区の運営については、3つの集落から1人ずつ代表者が選出され、それぞれが区長と副区長、会計の3役に就く。また3役とは別に、各班から1人ずつ計12人の協議員が選出される。区長と副区長、会計、協議員は2か月に1回、協議員会を開催し、地区の運営を担う。とくに4月の協議員会では、地区の1年間の運営計画について協議する。この他に、区費を各世帯員数等に応じて8段階に区分して徴収している。地区の主な活動としては、初夏の美化運動や親睦旅行がある。また、班の主な活動としては回覧板の回覧がある。

また、神社祭祀に関しても、地区や集落が担い



第11図 成田市北須賀地区における主要品目の栽培暦

(聞き取りにより作成)

手となって運営されている。北須賀地区の住民は隣接する船形地区、橋賀台地区と合わせて麻賀多神社の氏子となっている。各地区から神社役員が選出され、船形地区から3人、北須賀地区東西から3人、和田から2人、宿から4人、橋賀台地区から2人という内訳になっている。役員は、月1回山の草取りや竹の伐採といった奉仕作業を行っている。これに加えて、集落ごとでも氏神祭祀を行っている。例えば、東西では熊野社と水神様において、1月18日の子安様（女性のみ参加）、1月20日の水神オビシャ（男性のみ参加）、2月18日の熊野オビシャ、5月下旬の三峯代参、10月の古峯代参といった祭礼が行われている。和田では浅間社と水神様において、1月20日の水神オビシャ、5月下旬のお太刀、7月1日の浅間社富士山山開きといった祭礼が行われている。

一方、農家組合については農協の下部組織ではなく、詳細な成立経緯が不明であるものの、第2次世界大戦前にはすでに存在しており、農家が任意に組織したものである。農家組合は東西3組、和田1組、宿6組から構成され、農家のみが加入している。農家組合の活動としては、成田市からの農業関係の助成を受け、農薬のヘリコプター防除、転作、水稻被害調査、肥料のとりまとめといった業務を行っている。ただし、近年は農家数の減少にともない、以前は和田で2組あったものが1組に統合されるなど、農家組合の活動は縮小傾向にある。

2) 血縁的集団

血縁的集団については、東西・和田の事例を中心に述べる。東西と和田の現在の総世帯数68戸には、Og姓22戸・Se姓17戸・Ya姓6戸・Do姓5戸・Ne姓4戸が存在している。さらに、同じ姓同士であっても、本分家関係に基づき、いくつかの系統に分かれている。例えば、Og姓は5系統、Se姓は3系統に分かれている。

系統の活動として、冠婚葬祭での協力の他、農地貸借での相手の選択に際して、同系統の者が選ばれる場合もある。また、Se姓の1つの系統は

北須賀地内の東部に本家の氏神を祀っており、かつて同じ系統に属する世帯の戸主が参拝していた。他方、Do姓の1つの系統では、年始に新年会を催しており、以前は無尽も行っていた。このように系統は姻戚関係と並んで、血縁的關係を作り出す基盤となっている。

3) 機能的集団

地縁的關係と血縁的關係の複合した性格をもつ集団として、葬式をめぐる機能的關係である葬式組合と「ケーヤク」について、東西と和田を中心に述べる。まず、葬式組合は東西4組、和田2組で構成されている。葬式組合の空間的範囲は先述した班とおおよそ一致するが、細部で異なっている。葬式組合は、葬式を1戸ずつ回って告知する役割や、土葬のころには穴掘りといった、葬儀の実働面を担当する。その他に、初七日、四十九日、百ヶ日の集まりにも、葬式組合の人々が協力する。また「ひもとぎ」（結婚式・結納）の時には、葬式組合全員で餅をついてあんころ餅を作り、各世帯に配布するなど、冠婚葬祭全般に関しても協力を行う。

一方「ケーヤク」とは、葬式の際の互助のために世帯ごとに2～4戸の世帯で結ばれた代々世襲される關係である。ケーヤクの關係は地縁的關係や系統、姻戚關係といった血縁的關係、世帯主同士が親しかったことなど、多様な要因によって結ばれている。ケーヤクの活動としては、葬式における司会や受付、金銭管理といった、葬式の運営面を担う。葬儀を行うとき、同じ葬式組合内であっても、葬儀を行う世帯と血縁的關係にある世帯は、喪に服するため、穴掘りなど葬儀の実働や運営を行うことができない。一方、地縁的關係のみの世帯は、穴掘りなどの実働面を担う。そして、ケーヤク關係にあたる人が葬式の運営面を行うこととなる。このように、一見複雑に組織されている關係ではあるが、葬儀を円滑に行うために存在している。

しかし、これらの社会集団の役割は、農外就業の進展や冠婚葬祭の業社等への委託、世代交代な

どにより、全ての住民が伝統的な生業形態を営んでいた時期に比べて低下している。

IV 成田市北須賀地区における類型別にみた農家の経営形態

聞き取り調査を実施した北須賀地区の26戸について、経営規模と就農形態の差異によって農家を分類した(第10図)。「大規模専業型」に分類される農家は、対象地域における稲作の中心的な担い手であり、4ha以上の経営規模である(農家1~10)。一部の農家では、農外に就業機会を得ている場合もあるが、年間の農業従事日数が多く、専門的な農業経営を行っている。「小規模兼業型」に分類される農家については、経営規模が自作地を中心に約1~3haであり、世帯収入の大半を農外就業から得ている(農家11~19)。また2つの類型を通じて、主たる農業従事者は60歳以上であり、高齢化が進んでいるものの、農繁期には息子世代が臨時的な農業労働力となっている。次いで「自給的・土地持非農家型」は、他の農家に所有する農地の大部分、もしくは全てを貸し付けている農家である(農家20~26)。以上のような分類から、それぞれの類型について具体的な経営事例を挙げて検討する。

IV-1 大規模専業型

1) 農家1の事例

農家1は経営耕地面積が12haにのぼり、北須賀地区で最も大規模な稲作農家である。自作地は1.2haのみであり、他は全て借地である。農業従事者については、世帯主(65歳)と60代の配偶者が中心で、繁忙期に30代の息子が作業補助として出役している。出荷は全て、町内外の農家8戸で組織されている共販組織を通じて行っている。

農家1は、現在の世帯主の父が1945年に第2次世界大戦時の疎開により北須賀地区に転入して以来、この地で農業を営んでいる。転入以前は東京都神田にて糸問屋を営んでいた。転入の契機は、肥料商をしていた現在の世帯主の叔父が印旛沼周

辺に藻の買い付けに来ていたことがきっかけであり、かつて北須賀地区で操業していた製糸工場の跡地を買い取り現住地に移住した。世帯主は高校卒業後、1961年に就農し、1969年より借地経営を開始した。

北須賀地区においては、1960年代後半から減反政策によって休耕地が増加するようになった。兼業機会の増加とともに第2種兼業農家が休耕することになり、こうした休耕地の耕作を農家1が請負い始めたことが、借地経営開始の契機となった。

この他の借地経営による大規模化を図った契機として、世帯主は1967年から1968年にかけて、国政農友会の派遣によるアメリカ合衆国カリフォルニア州コルサの稲作農家での研修に参加したことが挙げられる。そして帰国後の1969年に、研修での経験から大型機械を導入した。周辺の兼業農家は、農家1の大型機械の導入を知り、部分作業委託や全面作業委託を依頼するようになった。というのも、これら周辺の兼業農家は高価なトラクターやコンバインなどの購入には消極的であったうえに、農外収入が主な世帯収入となっていたためである。そして、1974年には経営耕地面積が10haに拡大した。当時、周辺の専門的農家には借地をすることに対する抵抗感が根強く残っていたが、転入者である農家1にはそうした意識が希薄であったため、作業受託による大規模化が可能になった。1960年代末において、こうした大規模な作業受託は全国的にも先進的な事例であったため、世帯主は全国農業コンクールにて優良事例として表彰を受けたこともある。現在、農家1は地区内外の約30戸から借地をしている。借地の形態は相対取引によるものと、農業センターなど第三者機関を通したものの2種類がある。

米の出荷は世帯主が参加する共販組織である「ちば緑耕舎」を通じてすべて行われる。こうした生産者による共販組織は、千葉市周辺では比較的珍しい。ちば緑耕舎は、千葉県旭市にある「村悟空」という農事組合法人のコメ部門が前身である。1993年に、コメ部門が「印旛友の会」という共販組織として独立し、農家1は共販組織の構成

員と元々知人であったことから、印旛友の会に参加した。その後、2000年に現在の「ちば緑耕舎」となった。

農家1の経営的特徴としては、1960年代末から周辺の兼業農家から休耕田を請負うことにより、経営規模を拡大させてきたことである。借地にあたっては、血縁者や地縁的な関係だけではなく、農業センターなどの第三者機関を通じて、様々な農家から借地をしていることが経営的特徴の一つである。また、出荷は共販組織を通じたものに限定し、販路拡大や新技術の導入なども、共販組織の構成員とともに組織の取り組みの一環として行っている。農家1は大規模経営により、高い生産性を確保している事例である。

2) 農家3の事例

農家3は8haの田を経営しており、そのうち自作地が4haで、借地が4haである。経営形態は水稲専作であり、畑は家庭菜園に利用するのみである。農業従事者は世帯主(61歳)と配偶者の2人である。米の出荷は農協へ50%、それ以外に50%である。

農家3は血縁的關係にある5つ世帯から4haの借地を行っている。貸付世帯の居住地は北須賀地区だけではなく、八代地区など近隣の地区にも広がっており、経営耕地は分散している。農家3は農地を面的にまとめて作業効率を重視するより、地縁や既存の人間関係から新たな販路を開拓することで経営を成り立たせている。例えば、非血縁者からの借地については自宅とその農地が離れているため、地権者への返却を考えたが、地権者が「農家3の作る米を気に入っている」ことを理由に借地を継続させている。

農家3の栽培方法上の工夫として、1985年より米ぬかを使用した独自の栽培方法を実践している。米ぬかは土づくりの段階に使用し、土を柔らかくする効果がある。米ぬかはコイン精米所で作るものを無料で譲り受けている。農家3は、経営耕地面積8haあたりに年間約6tの米ぬかを補助的肥料として投入し、長期的な土づくりを実践し

てきた。そのため、農家3の農地には多くの投資や手間が投入されており、容易に交換分合を受け入れることができない。こうした栽培方法の工夫によって達成された米の食味の良さは、口コミによって段階的に販路を拡大させている。分散した農地であっても、手間をかけた栽培方法と、得意先や知人との人間関係を重視することで、販路の拡大と経営収支の安定を図っている。また、農家3は農業機械等を修理する技術をもっており、耐用年数を超えても修理を重ねることで機械の維持費を削減している。このように農家3は分散した農地を経営する中で、栽培方法の工夫や販路の拡大、あるいは機械維持費の削減などを図りながら経営を安定させている。

IV-2 小規模兼業型

1) 農家11の事例

農家11は第2種兼業農家で、55歳の世帯主とその配偶者が農業に従事している。現在の経営耕地面積は4haで、そのうち3.7haが自作地である。残りの0.3haは、成田市並木町に居住する従兄弟から借り受けている。その他に、台地上に10aの畑を所有していて、農家11へ貸付けており、ここではサツマイモが栽培されている。

農家11はもともと酒々井町に居住しており、第2次世界大戦後に、現在の世帯主の祖母が北須賀地区の宅地を購入したのちに転入した。現在の世帯主の父が農地を購入し、借地は1990年以前から行っている。農家11は農業開始当時から一貫して個人経営であり、田植機やコンバインなど全ての農業機械を自家で所有している。また農家11は、1990年代末より冬季の土作りに際して、田に米ぬかを撒いている。この土作りの方法は、農家3が先駆的に行っていたものを導入した。農家11の販売方針は農家3と異なり、低価格での販売である。食味やその他の高付加価値よりも、より収量を上げるために米ぬかを撒いている。生産した米の全てを自らが経営する店で販売している。販売価格は10kgで4000円と安価に設定されている。

米穀販売業は新東京国際空港が開港した1978年

に開始した。店舗は成田ニュータウン内の加良部5丁目に立地している。「食糧管理法」が廃止されて、代わって「食糧法」が施行されたことによって、合法的に米を扱う業者が急増し、米の販売をめぐる経済情勢は厳しいものとなっている。また、今日問題となっている食品産地偽装の影響から、抜き打ち検査の頻度が増している。この抜き打ち検査は主に主婦層がパートで雇われ、米を購入して検査機関に持っていく仕組みになっている。

農家11の現在の世帯主は、北須賀内においては比較的若く、作業委託や貸付の依頼がしばしばある。しかし、第2種兼業農家であることから、労働力に余力がなく、積極的な借地経営を行っていない。農家11は今後も現在の経営規模を維持しながら、農業経営を継続する予定である。現在の世帯主による農業経営が困難になった場合、農家11は農協や農家以外の株式会社などへの作業委託を想定している。

2) 農家15の事例

農家15では、世帯主（75歳）とその配偶者が農業に従事している。世帯主は農業以外に、かつて成田ニュータウン周辺で営農していた離農地帯と造園会社を共同経営している。同一敷地内に居住している娘夫婦世帯は農外に就業機会を得ており、就農の予定はない。しかし、園芸学部に通う大学生の孫が就農を希望しており、休日は農業に従事している。

世帯主は就学時から農業の手伝いをし、1950年に就農した。就農当時は馬や豚、乳牛（20頭）を飼養していた。就農後、世帯主は富里市の畜産試験場において「人工受精士」の資格を取得したり、北海道での畜産に関する長期研修に参加するなど、積極的に技術習得を図った。しかし、1968年からの成田ニュータウンの開発にともなって、成田市域における酪農家が減少したため、酪農組合では集乳できなくなり、これによって農家15も酪農を中止した。養豚は子豚の飼育に労力がかかるという理由から、1955年に中止した。世帯主は父が早逝したため、早くから自身の裁量により多

角的な経営を展開していた。機械化以前には、農繁期の雇用労働力として佐原市在住の主婦を約10人、雇用していた。

現在の経営耕地面積は1.7haの自作地のみである。品種は全てコシヒカリであり、このうち80aについては、成田市農業協同組合（以下、JA成田市）のエコ農産物指定を受けている。それ以外の田では、農林水産省の事業で特別栽培米を栽培している。エコ農産物指定の米は農協に出荷し、特別栽培米は個別宅配している。特別栽培米は、当該地域の慣行栽培⁴⁾に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された米である。化学肥料の代替として使用する牛や豚、馬の厩肥は、それぞれを佐倉市の酪農家と成田市並木町の養豚場および牧場から、糞と交換することにより調達している。以前は鶏糞も使用していたが、鶏の飼料には添加物が含まれていることが多いため、添加物の残留が懸念される鶏糞の使用を中止した。農薬も使用していないため、ヘリコプター防除の除外申請をしている。除草剤は畦畔にも撒いておらず、水田では18~20cmの深耕をすることにより雑草繁茂を防いでいる。さらに、近隣の漁家が捕獲した亀をもらい、それを1枚の田につき5匹以上放すことで水草の繁殖を抑えている。土は年1回、2つの機関に検査を委託している。

栽培方法や土作りに加え、育苗にも工夫がみられる。一般的に1枚の苗床には180gの種を播くが、より日光が当たるように、播種量を80gに留めている。さらに発芽までは無加温ハウスで生育させ、発芽後はハウスのビニールを開いて生育させる。このようにして作られた米は、粒が大きくなるため、千葉県基準である0.75mmの網ではなく、0.85mmの網で選別している。販売価格は約2万円/60kgで、農協に出荷するよりは高いものの、生産コストも高いために、大幅な収益の向上には至っていない。

IV-3 自給的・土地持非農家型

土地持非農家型の農家は部分貸付と全面貸付に

大別され、農家20、21以外は農業をほとんど行っていない。田畑の貸付に至る経緯は個々の世帯によって多様である。例えば、農家20はもともと米商人であったが、体調を崩したため2006年に米屋を廃業し、販売用の水稲作を中止した。その後、自作地の田でレンコン栽培をして収入を得ている。貸付は1.7haの所有農地のうち20aのみで、古くからの地縁的關係に基づいて貸付けている。土地持非農家型において、この農家20以外は、年金や同居世代の給料などの農外収入を世帯収入の中心としている世帯が多い。農家番号25は、隠居した世帯主が元々農外に就業機会を得ており、現在も世帯収入は息子世代の農外からの収入を中心としている。1960年代から農外就業をしていたため、所有する田は30年以上にわたって大規模専業型の農家1に全面委託している。また、農家29も農業以外の職業に就いていた。そのため、保有している田はすべて血縁者に貸して、自らは農外就業に専念してきた。一方、農家24は専業的農家であったが、体調を崩したため、農家1に2haの田を2005年に貸し付けた。農家1は農業従事者の高齢化が進む地域の中で、耕作できなくなった農地の受手としての役割を果たしている。

Ⅳ-4 類型からみた農業経営の特徴

大規模専業型では借地により大規模化を図り、農業収入を世帯の主な収入としている農家が多い。1戸あたりの借地件数は平均的に1～4件である。分散した農地であるため、作業効率上のコストダウンができない農家は栽培方法を工夫するなどの対応をしている。こうした農家では独自に販路を開拓し、高価格での販売により収益を向上させていた。出荷形態については、全量を農協に出荷する農家と、全量を農協以外に出荷する農家に大別されるが、全体的には農協以外に出荷する農家が多く、今後も増加する可能性が高い。さらに、生産者による共販組織や、インターネットや口コミを利用した新たな販路開拓をする農家がみられた。また、一部で2～3戸から構成された機械の共同利用組織もみられ、大規模専業型の計14

戸のうち、8戸がこれに該当した（農家1、2、3、4、5、7、8、9）。こうした組織は高額な農業機械の購入をきっかけに、血縁的關係にある世帯同士で組織されたものが多い。

一方、自作地のみで経営する小規模兼業型も全体の約30%存在していることが明らかとなった。小規模兼業型は2ha前後の小・中規模農家が多く、息子世代が農作業を手伝うなど、補完的労働力を有していることが多い。また、経営耕地面積は中規模ながら、肥料・農薬を慣行栽培の50%以下にする特別栽培米を生産することで、収益をあげている農家がみられた（農家15）。小規模兼業型では9戸中5戸が兼業農家であった。2～3世代の同居もしくは近居家族が多く、繁忙期の臨時的労働力が見込めるため、農業経営を維持することが可能となっている。

土地持非農家型では、農外就業の存在に加え、機械などを所有していないことが、貸付への動機として多く挙げられた。貸付農家の多くは農地を周辺農家へ貸付け、世帯の構成員は農外就業に就く傾向がみられる。兼業化が進む北須賀地区においては、こうした土地持ち非農家が多く存在している。こうした土地持非農家型の存在は、大規模専業型と相互依存の關係にあり、互いの利害を一致させながら各世帯の農業経営を成り立たせている。

Ⅴ 水稲単作経営を支える諸条件

Ⅴ-1 水稲作を支える政策的支援

米価が低迷するなか、水稲作を中心にした農業経営を維持するために、成田市は政策的支援として、2006年度に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定した。この施策では、営農類型ごとの経営目標モデルが、成田市およびその周辺市町村における具体的な優良経営事例を参考にして算出された。北須賀地区に該当する経営は水稲専作であり（第4表）、1経営体あたりの目標経営規模はコシヒカリ12ha、ふさおとめ8haの合計20haで、所得目標は627万円とされ

第4表 成田市の定める経営目標モデル（水稲専作の場合）

分類項目	標準指標	分類項目	標準指標
経営規模	水田20ha	品目(作型・品種)	コシヒカリ(12ha), ふさおとめ(8ha)
農業労働力	家族2名・雇用1名	目標生産量	106,800kg (単収: 534kg/10a)
家族労働時間	2952時間	仮定米価	12,600円/60kg
雇用労働時間	464時間	所得率(A÷B)	28.00%
農業粗収入(A)	2,243万円	単位労働時間	17.1時間/10a
農業諸経費(B)	1,616万円	雇用労賃	1,000円/1時間
目標所得(A-B)	627万円	仮定借入地	17ha(上田: 8.5ha, 中田: 8.5ha)
		仮定地代	20,000円/10a
分類項目	標準指標		
技術内容/経営管理	移植栽培, 計画的作付, フレコン出荷		
	農地集積, 圃場団地化, 栽培管理記録, 家族経営協定の明文化		
主な資本装備	トラクター×2, 畔塗機×1, 播種機×1, 田植え機×1, フォークリフト×1		
	コンバイン×1, 乾燥機×3, 初摺り機×1, 2tトラック×1, 軽トラ×1		

(成田市提供資料および聞き取りにより作成)

ている。その他、農業労働力や雇用労働時間などの項目についてそれぞれ目標が設定されている。JA成田市での聞き取り調査によると、旧成田市⁵⁾における現在の収量は10aあたり約536kgであり、すでに目標を達成しているものもある。

旧成田市における出荷方式は以下の3形態である。1つ目は農家自らが精米と乾燥を行うもの。2つ目は旧成田市に設置された6つのライスセンターに玄米を持ちこみ、初すりや乾燥、調整、袋詰めを委託するもの。3つ目は玄米のバラ荷受で、ラック式低温倉庫の1t袋に玄米を入れて出荷するものである。現在、旧成田市で出荷される米7万6000俵のうち、1万8000俵がバラ荷受となっている。バラ荷受は25~30haなど経営規模の大きい農家にとって作業の負担を軽減するものであり、今後の増加が予想される。生産調整の対象となる加工米は、全国農業協同組合連合会が一括で管理している。こうした加工米については主食用には使用されず、米菓子メーカーなどに出荷される。

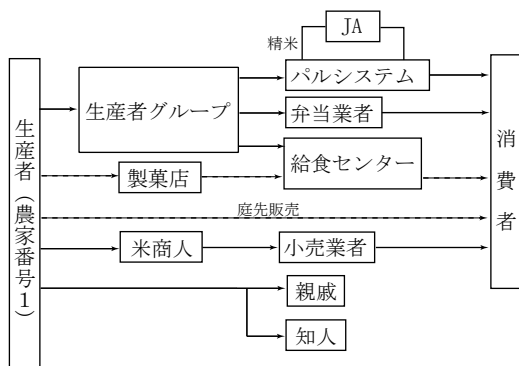
V-2 多様な販路の存在

千葉県成田市では大規模経営に対応した農協出荷の方式のほかに、大消費地である首都圏への近

接性から、自由米による多様な販路が可能となっている。以下、出荷形態について農家の具体的な出荷形態の事例から検討する。

1) 法人による出荷組織（農家1）

農家1は、前述した市内外の7戸の農家から構成される有限会社「ちば緑耕舎」に参画しており、自身の生産する米のほとんどを、この共販組織を通じて出荷している（第12図）。2007年まで、生産量の50%を農協経由で出荷していたが、販売価格決定の不透明性を理由に米商人と共販組織、親戚・知人、個別販売への出荷に限定した。現在、生産する米の大部分は共販組織を通じて出荷している。この共販組織による主な流通先は生協、東京の弁当業者、栄町給食センターである。弁当業者と給食センターへは自社で精米した後の白米を出荷し、生協へは玄米で出荷し、精米を全農が行っている。生協へは年間約1万俵を出荷している。生協への出荷には多くの中間手数料が発生するが、それは農協出荷に比べると安く、販売価格も高い。また、農協出荷の場合は中間手数料の明細書が発行されないという難点がある。生協への出荷には、様々な厳しい制限が設けられている。とくに農薬と肥料に関しては成分ごとに基準が設け



→：ウルチ米の流れ - - - - -：モチ米の流れ

第12図 成田市北須賀地区における大規模借地農家（農家番号1）の米の出荷体系（聞き取りにより作成）

られ、窒素、リン酸、カリなどの含蓄量を千葉県の基準値の半分以下にしなければならない。一方、有機肥料に関してはいくら投入しても良い。生協では減農薬・減肥料や生き物観察、冬季湛水などそれぞれの項目を満たすことで、ポイントが加算されていく仕組みになっている。

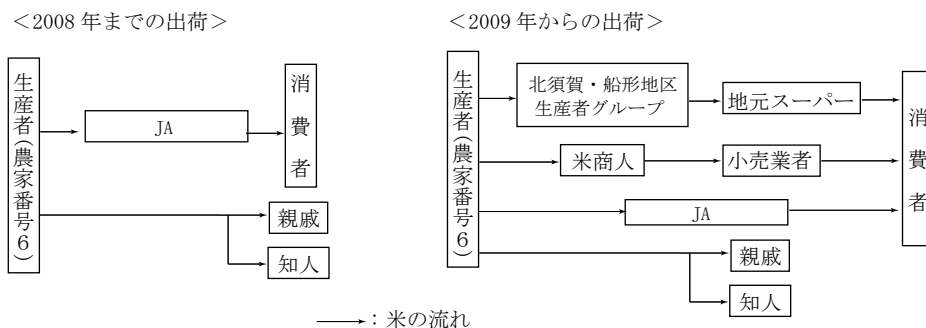
給食センターは栄町にあり、ちば緑耕舎は栄町で収穫した米のみを出荷している。栄町給食センターを利用する学校の児童は、「安心・安全」な地域の米を毎日食べることになる。ちば緑耕舎としては、こうした活動に「地域貢献」という付加価値をつけ、外部に宣伝できるというメリットがある。

2) 「ローカル」な生産者グループ（農家6）

農家6は1957年に就農して以来、米を専作とする専門的農家である。自作地2.5haに、借地4haを加えた計6.5haを経営している。農業専従者は、世帯主（72歳）のみで、息子は繁忙期に手伝いをする程度である。

農家6は2008年まで、生産する米は親戚や知人への縁故米を除き全て農協へ出荷していた。しかし2009年に、北須賀地区と船形地区の農家8戸とともに任意の生産者グループを組織し、「ていねい米」と名付けた米の販売を始めた（第13図）。現在、農家6はこの生産者グループと、米商人への出荷が中心である。「ていねい米」は、北須賀地区と船形地区で生産された米を精米後に袋詰めした商品で、価格は1,900円/5kgと安く、また生産者自らが宣伝と販売を行っている。販売日は第1月曜と第3月曜日で、市内に展開する大手スーパーチェーンのヤオコーに協力依頼をし、スーパーの軒先を借りて、販売している。宣伝方法としては成田ニュータウンでチラシを配布している。この直売による「地産地消」の取り組みは、成田市の市議会議員やスーパーの職員などの協力のもとで実現した。主な購入者は成田ニュータウンの住人であり、9,000円/30kgという大型の袋詰めの商品も売れている。

現在、宣伝や包装にさらなる工夫を検討中であり、今後も発展の可能性が大きい。こうした活動が周知され、周辺農家からも参加の希望がでていく。しかし、2009年に発足したばかりであるため、



→：米の流れ

第13図 成田市北須賀地区における大規模借地農家（農家番号6）の米の出荷体系の変化（聞き取りにより作成）

組織としての基盤を強化した後に、組織の規模拡大を考えている。現在、「ていねい米」を商標登録の申請中であり、新聞の取材を受けるなど「ローカル」な取り組みが徐々に定着しつつある。

3) 生産者による個別宅配

農家3は齒科技工士のかたわら就農以来、兼業であるが農業を主業的に継続してきた。出荷形態は全出荷量50%を農協に、残り50%を個人で販売している。個人の販売分は成田市内の米商人と、消費者への個別宅配である。農家3は農地が分散傾向にあり作業の効率化が難しい。農家3は食味や栽培方法にこだわった米作りや、個別宅配など農協以外の販路を開拓している。個別宅配による主な販売先は東京都であり、江東区を中心に4,400円/10kgで販売している。販売方法については、世帯主が自ら車を運転し、精米した米を宅配している。個別宅配の顧客獲得については、口コミが中心となっている。食味の良い米づくりへのこだわりが、口コミにより広がることで、大量の注文をする客も現れてきている。個別宅配は、世帯主の父親が第2次世界大戦後に東京都を中心に始めたもので、親子2代にわたって利用する客もいる。現在の個別宅配出荷量は年間約100俵(約6t)で、最盛期には年間約700俵を出荷していた。最盛期には自家の収穫だけでは間に合わず、他農家から仕入れて販売していた。

個別宅配は生産者と消費者が最も近い状態で行う取引である。両者の関係においては、付き合いや味に対する「信頼」、人間そのものに対する「信頼」など、様々な感情が直接的に向けられる。こうした取引では、業者や商人を通さないため中間手数料を省くことができるだけでなく、生産者と消費者との間に適度な「緊張感」が生まれ、生産者側に対してより「質の良い」農産物を提供するためのモチベーションになっている。しかし、こうした取引には、大消費地である首都圏への近接性が条件の一つとなっている。

以上のように、成田市北須賀地区では、その立地の優位性から農協以外に様々な販路を開拓して

いる農家が多く存在する。それらは1)の事例のように、法人形態を採用し生産量を確保することで首都圏の大手会社と契約を結ぶもの、2)の事例のように地域の生産者が任意団体を結成し、より「ローカル」なスケールで「地産地消」を実践するもの、そして3)の事例のように全く個人的な販売として、都内の世帯を中心に個人客を個別宅配と口コミにて確保していくものなどである。これらの多様な販路の存在は、大規模借地農家を支える条件の一つであると同時に、水稻単作地域として優位な条件となっている。

V-3 農外就業への近接性

北須賀地区における特徴として農外就業機会の豊富さが挙げられる。こうした農外就業機会は、1960年代の高度経済成長期より大きく増加した。さらに1978年の成田空港開業は、対象地域のみならず成田市周辺に多くの雇用機会を生み出した。

北須賀地区の農家では、世帯主の年齢が主に60~70歳代で、彼らが就業した年次は兼業機会の増加する高度経済成長期であったということもあり、多様な職業が選択されている(第5表)。中でも、燃料店や米穀小売店、水道設備、電気工事、建設業など、地区内における自営業が多くみられる。これは勤務地が自宅であることで、農地との近接性を確保できるうえ、時間を比較的自由に利用できることから農業経営を維持できやすいという利点がある。また、世帯主の中には用水路の浚渫作業といった季節的な労働を行う者もいる。用水路の浚渫作業は農閑期である11~3月にかけて行われ、土地改良区に雇用されている。1960年代までは、農閑期を利用して千葉県内を中心に土木・建設関連を中心に収穫ぎにいく者が多くいたが、現在ではあまりみられない。かつて農閑期には印旛沼における自給的漁業も営まれていたが、印旛沼が閉鎖水域になることにより衰退し、多様な兼業機会が漁業の代替的役割を担った。

一方、息子世代の就業先については、とくに成田空港関連の職種が多い。空港開業による雇用機会の創出は、北須賀地区において息子世代の近居

第5表 成田市北須賀地区東西・和田における農外就業の状況（2009年）

世帯主(東西と和田) n=10		息子世代(東西)n=11	
用水路の浚渫作業	2	空港関連	4
電気工事	2	電気工事	2
タクシー運転手	1	消防士	2
消防士	1	公務員	2
燃料店	1	大工	1
米穀小売店	1		
水道設備工事	1		
その他	1		

注) 聞き取りで判明したもののみである。この他に約5戸、就業先の不明な世帯が存在する
(聞き取りにより作成)

あるいは同居を可能にしている最も大きな要因といえる。そのほかの職種としては、電気工事や大工など親世代の自営業を継ぐ者もいた。こうした自営業の2世代同居世帯においては、息子世代が農業に従事する傾向がある。

以上のような、農外就業機会の多様さは、減反政策や米価下落といった水稲作を取り巻く厳しい環境において、対象地域の農業を存立させてきた一因といえる。

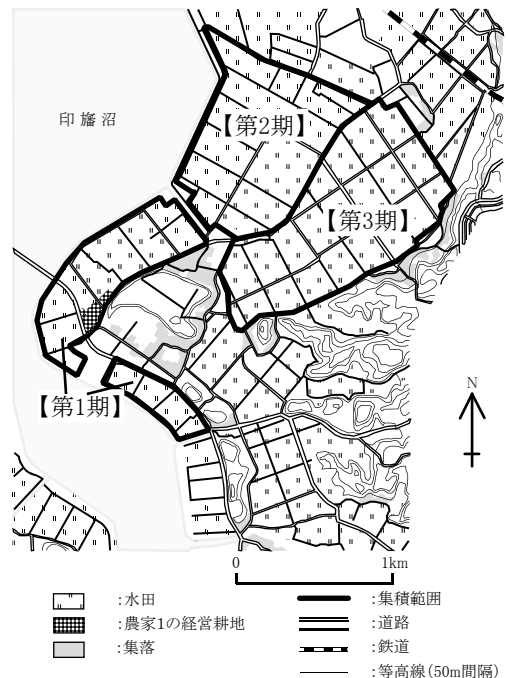
V-4 交換分合の実施

2008年に北須賀地区では、地権者を変更せず、耕作者の権利だけを移転させる「シューセキ（集積）」と呼ばれる交換分合が行われている（第14図）。北須賀地区の農地は、低揚堤と高揚堤に分かれている。2008年には第1期として低揚堤の西半分、2009年には第2期として低揚堤の東半分の交換分合が行われた。2010年には第3期として、高揚堤の交換分合が計画されている。

この交換分合は、主に公津支区の農業センター職員や、土地改良区の役員である東西の農家7と和田の篤農家によって進められている。交換分合の実施以前から、北須賀地区周辺では農地の貸借が頻繁に行われているため、各農家の経営耕地は分散し、土地所有者と耕作者も錯綜している。この事業では、担当者が土地台帳に記載された地権

者に耕作者を尋ね、地権者と耕作者の両者から了承を得て、可能な限り経営耕地を面的に1か所にまとめていく。そして、農業センターの協力で地権者と交換分合後の耕作者、耕地面積を1筆ごとに書き上げた「集積台帳」を作成している。

このように大規模な交換分合事業は、分散している耕地を1か所にまとめることで作業効率を向上させ、コストダウンを目的としている。例えば、この事業に積極的に推進している農家1の場合、北須賀地区内の経営耕地は、第1期の交換分合の結果、約3haを1か所にまとめることができた（第14図）。ただし、これまで耕作し続けてきた土地を手放すことへの抵抗感や、有機農法の有無、肥料や農薬の散布量といった農家ごとの栽培方法の違い、水はけなど農地の土地条件の差から、交換分合に消極的な考えもある。また、現在も農地転用を期待する地権者もおり、これらの要因は交換分合への障害となっている。



第14図 成田市北須賀地区における集積の展開
(聞き取りにより作成)

VI むすび

本稿では千葉県成田市北須賀地区を事例に、水稲単作経営の卓越する農業生産空間がどのように形成され、いかにして存立しているのかを検討してきた。その結果、印旛沼の干拓や構造改善事業が展開するなかで、作業受委託による借地経営による大規模化が進展したことがわかった。さらにこの背景には、都市近郊に立地することによる、多様な農外就業機会や農協外の販路の存在といった条件が存在していた。

北須賀地区において、借地による農業経営の大規模化は1969年より開始された。1969年以前の北須賀地区における生業形態は、世帯内で複数の農業部門と漁業などを組み合わせる複合的なものであった。明治期から第2次世界大戦前までは、ほとんどの世帯が水稲作と養蚕、自給用畑作を組み合わせていた。そのうちいくつかの世帯は、冬季に印旛沼での漁業も行っていた。また、宿においては水田が少なく、世帯収入に占める漁業の割合の高い世帯が多かった。この時期、多くの世帯の家計を支える生業は稲作と養蚕であり、各世帯は北須賀地区内にあった製糸場へ繭を出荷していた。

このような生業形態は1950年代前半まで続いたが、高度経済成長期に大きく変化した。1960年代に入ると農外就業機会が増加し、家計に占める稲作を中心とした農業の役割が相対的に低下した。さらに、1970年には米の減反政策が開始され、第2種兼業農家が所有田の多くを休耕地とした。一方で、印旛沼干拓と土地改良事業、農業構造改善事業による機械化の進展によって、大型機械を導入した農家の作業受託が増加し、借地経営による大規模化が進んだ。

当初、先駆的に大型機械を導入し稲作の作業受託を行ったのは1戸の農家にすぎなかった。しかしながら、1970年代中ごろには周辺の農家でも借地経営が一般化した。そして、ほとんどの専門的農家が1970年代末には現在の経営形態に近いものとなっていた。また、1978年の成田空港開業は、

北須賀地区を含む周辺地域に多くの雇用機会をもたらした。さらにこの時期には、印旛沼が閉鎖水域となり、大規模な環境改変によって漁業は衰退し、北須賀地区における生業形態は複合的なものから、農業や農外就業に特化せざるをえないものとなった。

このようにして借地経営により大規模化を図る農家と、土地持ち非農家への階層分化が進むなかで、小規模ながら自作地での水稲専作を継続する兼業農家も存在した。こうした兼業農家の多くは多様な農外就業機会から、恒常的に農外の職業に就き、世帯収入のほとんどを農外に依存している。これらの兼業農家では、2世代もしくは3世代が同居、もしくは近居することで農業労働力を確保している。また複数の兼業農家で自営業という就業形態が、自由な農作業への労働時間の投入を可能にしている事例もみられた。都市近郊といった立地条件は、多様な農外就業機会の提供や、農外就業機会への近接性といった面で重要な役割を果たしていた。さらに、この立地条件は多様な販路の確保といった側面でも重要な役割を果たしている。消費地への近接性は、農協外出荷を商社のみ限定することなく、農家自身による個別宅配や、共販組織を通じた直売を可能にしている。このことは、米価が低迷する今日においても、水稲専作による専門的農業経営を存立させる条件となっている。

以上のようにして、北須賀地区における水稲専作を中心とした農業は展開してきたが、新たな課題も生じてきている。近年、農業労働力の高齢化により耕作の継続が困難になり、離農する事例が多くなっている。そのため、周辺農家はこれらの離農世帯の農地を請負っているが、いずれの受託農家の経営者自身も60歳を超えている。また、離農世帯も早くに大規模化を達成していることがあり、まとまった農地の耕作が中止されることになる。さらに、各農家の経営耕地は分散状況にあり、大規模化が生産費の削減に直結していない。こうした問題から、地区内の専門的農家が主導し、2008年より地区全体での交換分合を実施した。現

在の実施状況は、試験的段階であり一部の区画のみにとどまっているが、今後、範囲を拡大させていく方針となっている。

これまで北須賀地区の水稲作については、社会・経済的情勢が変化するなかで、水稲作以外の生業形態を時勢に合わせて変化させることによって、その存立が図られてきた。しかしながら、農業従事者が絶対的に減少していくなかで、これまでの対応策では、水稲作の存立が危ぶまれている。今後も農業従事者の減少が継続すると、株式会社など農家以外の者が北須賀地区の農地を請負うこと

も予想される。その際、北須賀地区の農地が北須賀地区という村落社会において、いかなる位置づけにあるのが問題となってくる。農業という産業の性質上、経済活動である農業と日常的な社会生活とは切り離せないものである。将来的に、水稲作を存立させていくうえでの、地区としての対応策に、農業従事者の確保は言うまでもないが、農家以外の者が参入してくる際に、地区としてどのような状態で、農業生産の場所としての農地を、それらに提供できるかも重要な役割を果たすと考えられる。

現地調査に際し成田市役所、JA 成田市、印旛沼土地改良区、千葉県印旛農林振興センター、印旛沼漁業協同組合、北須賀地区の住民の方々に多大なる御協力を賜りました。また、添付の土地利用図の作成は筑波大学の小崎四郎技術専門職員にお願いいたしました。末筆ながら以上を記して感謝を申し上げます。

本稿の骨子は、2009年日本地理学会秋季学術大会（琉球大学）において発表した。なお本研究を実施するにあたり、平成20・21年度科学研究費補助金「土地利用型農業における農地利用をめぐる農家間ネットワークに関する地理学的研究」（特別研究員奨励費：課題番号20521、吉田国光）、平成20・21年度科学研究費補助金基盤研究（A）「商品化する日本の農村空間に関する人文地理学的研究」（課題番号：19202027、代表者：田林 明）による研究費の一部を使用した。

[注]

- 1) 計画外流通米とも呼ばれ、自由米を流通させることは脱法行為であったが、2004年の食糧法の改正により、自由米の流通が合法となった。
- 2) 千葉県成田市アメダス観測の2004～2008年の平均値。
- 3) 現在の貨幣価値に換算すると約2千万～3千万円。
- 4) 各地域の慣行的に行われている節減対象農業及び科学肥料の使用状況。
- 5) 2006年に合併した下総町と大栄町を含まない市域を指す。

[文 献]

- 印旛沼環境基金編（2006）：『平成17・18年版印旛沼環境白書』財団法人印旛沼環境基金。
- 大竹伸郎（2008）：砺波平野における農業生産法人の展開と地域農業の再編。地理学評論，81，615-637。
- 川名 登（1982）：『河岸に生きる人びと－利根川水運の社会史－』平凡社。
- 川名 登（2003）：『近世日本の川船研究（上）－近世河川水運史－』日本経済評論社。
- 菊地利夫（1977）：『新田開発－改訂増補版－』古今書院。
- 栗原東洋（1980）：『印旛沼開発史－第三部－』印旛沼開発史刊行会。
- 神門善久（2006）：『日本の食と農－危機の本質』NTT 出版。
- 斎藤晃吉（1969）：『湖沼の干拓』古今書院。
- 斎藤丈士（2007）：鶴岡市藤島地域における大規模稲作経営の展開と特性。地理学評論，80，427-441。
- 佐野静代（2003）：琵琶湖岸内湖周辺における伝統的環境利用システムとその崩壊。地理学評論，76，

19-43.

- 佐野静代 (2006) : 近江国筑摩御厨における自然環境と漁撈活動－湖岸の御厨の環境史－. 国立歴史民俗博物館研究報告, **133**, 85-108.
- 菅 豊 (1990) : 「水辺」の生活誌－生計活動の複合的展開とその社会的意味－. 日本民俗学, **181**, 41-81.
- 鈴木康夫 (1981) : 埼玉県行田市における大規模受委託経営農家の成立と展開条件. 経済地理学年報, **27**, 135-144.
- 鈴木康夫・新井鎮久 (1980) : 岩木川下流農村における農地流動の特質と大規模経営農家の成立. 人文地理, **32**, 543-557.
- 仙頭達朗・田邊千尋 (2004) : 銚子地域における近代利根川水運の動向. 歴史地理学調査報告, **11**, 49-66.
- 高橋正明 (1980) : 都市近郊における稲作受委託組織の展開とその特質－藤井寺市と泉大津市の場合－. 地理学評論, **53**, 93-107.
- 田林 明 (2007) : 日本農業の構造変容と地域農業の担い手. 経済地理学年報, **53**, 3-25.
- 中路定俊 (1858) : 『成田名所圖繪』筑波大学図書館所蔵.
- 成田市史編さん委員会編 (1986) : 『成田市史 近現代編』成田市.
- 深野康久 (1997) : 大阪府の溜池と養魚. 浮田典良編 : 『地域文化を生きる』大明堂, 28-44.
- 北条 壽 (1968) : 八郎湖岸農漁村の変貌. 地理学評論, **41**, 180-190.
- 元木 靖 (2006) : 『食の環境変化－日本社会の農業的課題－』古今書院.
- 安室 知 (1987) : 水界をめぐる稲作民の生活－稲作民による漁撈活動の意味－. 信濃, **39**, 10-26.
- 山下清海 (1987) : 八郎潟中央干拓地・大潟村における農業景観と土地利用. 秋大地理, **34**, 19-26.
- 山野明男 (2006) : 『日本の干拓地』農林統計協会.

2008年10月21日

成田市農業協同組合
様

筑波大学 生命環境科学研究科 教授 田林 明
筑波大学大学院 大学院生
十余三班；横山貴史 北須賀班；吉田国光
大石貴之 市川康夫
市村卓司 武田周一郎
深瀬浩三

調査協力をお願い

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、大学院の実習にて、2年間特定の地域に関して地理学の視点から調査活動を行っております。本年および来年は千葉県成田市を対象としており、成田市のもつ地域性やその背景を明らかにしたいと考えております。私どもの2班では、特に成田市北須賀地区および十余三地区の農業に注目した調査活動を実施しており、そのうえでぜひご協力いただきたく、この度お願い申し上げます。

ご協力いただきたい内容につきましては、別紙にまとめて記載いたしましたので、そちらをご覧ください。なお、研究室全体での本年の調査活動の日程は、10月26日（日）より11月1日（土）となっており、その期間内は成田市に滞在しております。

お忙しいなか、大変恐縮に存じますが、どうかご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、ご不明な点などございましたら、おそれいりますが、下記までお問い合わせください。

敬具

連絡先 吉田国光（よしだくにみつ）
電話090-0000-XXXX
E-mail: kunimi2@geoenv.tsukuba.ac.jp

【送信2枚のうち1枚目、筑波大学大学院：横山貴史・吉田国光】

この度ご教示いただきたい内容について

- 1) 成田市の農業全般について、とくに主要作物とその栽培が盛んな地区(たとえば、〇〇栽培は〇〇地区とその周辺地区で盛ん、といったかたちで)をお教え下さい。また、成田市内で農協様と系統出荷等でお取引のある農家の方はどのくらいの数(割合)、北須賀地区、十余三地区の場合はどうなるのかについてもご教授ください。
- 2) 成田市農業協同組合様における、年間農業出荷額およびそのなかに占める主な農産物の出荷額についてご教示下さい。また、こうした出荷額のこれまでの推移(経年変化)や農協主導によるこれまでの事業活動について資料等お持ちでしたら、そちらも閲覧・複写等させていただけないでしょうか。
- 3) 十余三地区において農産物の生産・出荷等に関する組合または部会がございますか。ある場合はその所在と、加盟員数、設立の目的と現在のおもな活動内容、農産物生産・出荷における基準や規約の有無、農産物のおもな流通経路、活動への助成金または何らかの補助事業の有無などについてご教示下さい。また、十余三地区に居住していて、組合・部会等に所属されていらっしゃるメンバーの方をご紹介いただけないでしょうか。
- 4) コメの生産・出荷における基準や規約の有無、コメのおもな流通経路(自由米の割合)、作業組合などへの助成金または何らかの補助事業の有無などについてご教示下さい。(とくに稲作の事例地区として北須賀を選定しましたので、北須賀の2つの機械利用組合と作業受託組合に対する助成や、「たくましい房総農業推進事業」、エコファーマーの認定などの実施状況について) また、成田市農業協同組合様が作業受託されている面積のこれまでの推移(経年変化)や作業受託料などについてご教示下さい。同様に、北須賀において成田市農業協同組合様が作業受託されている面積のこれまでの推移(経年変化)や作業受託料などについてご教示下さい。
- 5) 北須賀は戦後の干拓事業によって耕地面積がかなり広くなり、地域農業は大きく変化したと思うのですが、成田市農業協同組合様として地域の農家にはどのような働きかけを行われたのかご教示下さい。(例;機械導入に際して融資を行った。大規模生産向けの営農指導など)
- 6) 北須賀地区・十余三地区で調査に応じてくれそうな農家の方々や、干拓から現在までの農業形態の変遷について詳しい農家の方々、成田市農業協同組合様に作業受託を行う農家の方々を紹介していただけないでしょうか?

【送信2枚のうち2枚目、筑波大学大学院：横山貴史、吉田国光】

2008年10月20日

印旛沼漁業協同組合
_____様

筑波大学 生命環境科学研究科 教授 田林 明
筑波大学大学院 大学院生
吉田国光
市川康夫
武田周一郎

調査協力をお願い

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、大学院の実習にて、毎年特定の地域に関して地理学の視点から調査活動を行っております。本年および来年は千葉県成田市を対象としており、成田市のもつ地域性やその背景を明らかにしたいと考えております。私どもの班では、特に成田市北須賀地区の生業に注目した調査活動を実施しており、そのうえでぜひご協力いただきたく、この度お願い申し上げます。

ご協力いただきたい内容につきましては、別紙にまとめて記載いたしましたので、そちらをご覧ください。なお、研究室全体での本年の調査活動の日程は、10月26日(日)より11月1日(土)となっており、その期間内は成田市に滞在しております。

お忙しいなか、大変恐縮に存じますが、どうかご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、ご不明な点などございましたら、おそれいりますが、下記までお問い合わせください。

敬具

連絡先 吉田国光 (よしだくにみつ)
電話090-0000-XXXX
E-mail: kunimi2@geoenv.tsukuba.ac.jp

【送信2枚のうち1枚目、筑波大学大学院：吉田国光】

この度ご教示いただきたい内容について

- 1) 印旛沼の漁業について、時期による漁業への関わり方の違いについて（例えば、〇〇年代は〇月頃から〇〇漁法による〇〇の漁獲が盛ん、といったかたちでお教え下さい。また、印旛沼漁業協同組合様と出荷等でお取引のある漁家や養魚家の方はどのくらいの数(割合)になるのかについてもご教授ください。
- 2) 印旛沼漁業協同組合様における、年間漁業出荷額・出荷量およびそのなかに占める主な水産物の出荷額・出荷量についてご教示下さい。また、こうした出荷額や出荷量のこれまでの推移(経年変化)について資料等お持ちでしたら、そちらも閲覧・複写等させていただけないでしょうか。
- 3) こうした水産物の出荷先について（例えば、〇〇市場〇％、飲食店〇％、量販店〇％、個人商店〇％、といったかたち）お教え下さい。
- 4) 印旛沼漁業協同組合様における、漁協主導によるこれまでの事業活動についての資料等ございましたら閲覧・複写等させていただけないでしょうか。
- 5) 現在、もしくは過去の漁場利用について（例えば、沼東部の水域は〇〇地区が入会権をもっている（いた））、といったかたちでお教え下さい。またこの漁場利用権の継承について、私どもが事例地域に選定しております北須賀ではどのような形態（家による世襲なのか）であったのかお教え下さい。また、他の漁場に入るにはどのような手続きが存在したのかご教示下さい。
- 6) 特定の集団（若者組や老人会）のみが行う漁業がある（あったの）か、またその漁獲物はどのようにして分配されたのかご教示下さい。また同様に北須賀においてこのようなものがあったのかご教示下さい。
- 7) 藻類採取に関する共同慣行について（採取法、採取権、採取期間や採取場の管理）や伝統的網組や村網などがあったのか、その場合、網主であった世帯についてお教え下さい。また同様に北須賀においてこのようなものがあったのかご教示下さい。
- 8) 北須賀地区の漁家の方々の名簿をご提供いただけないでしょうか。（現地調査の際にうかがう漁家の方を把握するためのものであり、それ以外の目的への使用は一切せず、個人情報の管理を徹底することをお約束いたします）
もしくは調査に応じてくれそうな漁家の方々や、干拓から現在まで生業形態の変遷（漁業と農業の関わり）について詳しい漁家の方々を紹介していただけないでしょうか？

【送信2枚のうち2枚目、筑波大学大学院：吉田国光】

【農家・漁家調査項目】

- 1) 経営耕地面積と栽培作物(品種)「どんな農業や漁業などをしてるのか？」
Ex) コメ○a, 甘藷○a, 平地林…etc.
 - ・ それぞれの作物は何年から導入したのか？
 - ・ それぞれの作物は世帯収入の何%であったか？
- 2) 水利権 (水利のルール)
- 3) 自作地借地・貸付地・農作業受委託の状況 (できるだけ都市計画図や住宅地図で確認)
 - ・ どの農地か？ (集落内か集落外か？)
 - ・ 誰から・誰に？ (親戚？地縁？その他のつながり？農業委員会の斡旋？同級生？)
 - ・ いかなる契機で借りた・貸したのか？ (以前から面識があり, 借入人の農業技術に信頼と定評があったから・・・など)
- 4) 作物の栽培カレンダー
播種, 定植, 接木, 収穫などの時期
- 5) 魚種・漁獲量と漁法
Ex) ウナギ○kg, ナマズ○kg, 養殖○基 (○a), 張網…etc.
 - ・ それぞれの魚種・漁法は何年から導入したのか？ (水田漁撈はあったのか)
 - ・ それぞれの産物は世帯収入の何%であったか？
- 6) 農作物・水産物の出荷先と出荷方法
- 7) これまでの農業・漁業経営やその他生業活動について
 - ・ 農業従事者の就業時期, 作物の導入・転換歴
- 8) 認定農家か？その他認定や指定などを受けているか？ (JAS 有機やエコファーマなど)
 - ・ 現在, 「品目横断的経営安定対策 (水田経営所得安定対策)」の対象となり助成を受けているか？
 - ・ 農作業に際して作業グループや組合, 同族集団内での相互扶助などはあるのか？
- 9) 家族構成と農業・漁業労働力
 - ・ 家族の農業・漁業就業状況と年齢 (農外就業ならば, どのあたりに勤めに出ているか)
 - ・ 雇用労働力の有無 (恒常的 or 季節的か, 年齢・居住地)
- 10) 通婚圏
 - ・ 付近の集落出身の配偶者はいるのか？それを契機に関係は広がらないのか？
- 11) 親族組織 (同族集団はあるのか？)

- ・ 何代前から住んでいるのか？ 同族集団の行事など
- ・ どこからか分家したのか。集落内の兄弟や従兄弟、甥など、ヨメの実家とのつきあい方は？

12) 今後の農業経営方針

- ・ 拡大 or 縮小（委託） or 現状維持？後継者の有無は？

13) 生活組織

- ・ 行政組織（区，班，組，学区，消防組織）
 - 境界を示すものは？（道祖神，地藏，境石など）
 - これらの秩序は？無くなったり，できたりしたものもあるのか？
- ・ 宗教組織（氏子組織，檀家組織，民間信仰組織，講など）
 - ムラの草分けといわれる家はあるか？それはどこの家で普通何と呼ばれているのか？その家は
祭礼や水利などで特別な権利をもっているのか？
 - 神社や寺はどこか？
- ・ 社会組織（自治会，婦人会，老人会，子供会，青年団など）
 - 自治会長などの任期と選出方法，寄合の頻度と開催場所，寄合時の席順
 - ムラが各戸から徴収する金銭（区費，町会費，など）は何というか
 - 道普請や溝さらいなどの夫役は？
 - 分家した際はどのような手続きをとるのか？
 - 新住民も同様なムラの成員となれるのか？
 - ムラの中で家によって権利（株）に差があるのか？その権利と内容は？
- ・ 林野の入会慣行はこれらの組織を単位としているのか？

14) 年中行事の確認

- ・ 正月，春の行事，夏の行事，秋から冬の行事
- ・ どのような単位で行われて，役員を持ちまわり方やこれらを行う集団はどんな枠組み？

15) 通過儀礼

- ・ 葬制（葬式，死後の供養，墓地について）
- ・ 性と年齢の秩序（子どもの集団行事と子供組み，若者組，年齢集団と年齢階梯制について）

【成田市立図書館市史編さん室で探した史料】

- ・ 戦前（明治・大正・昭和）に作成された旧地籍図（「壬申地券地引絵図」や「地租改正地引絵図」，「地押更正地図」の類）
- ・ かつての湖岸線や土地利用などがわかる地図の類
- ・ 北須賀や公津村における農業や漁業に関連する史資料（かつての農法や漁法，土地改良についてなどなど）
- ・ 渡し場である北須賀や公津村の河岸についての史資料
- ・ 北須賀に関連する民俗史資料